明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方税法施行令の一部を改正する政令（一九〇）　二
○デジタル社会形成基本法の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一九一）　三
○デジタル庁組織令（一九二）　三
○デジタル社会推進会議令（一九三）　三
○デジタル庁設置法第四条第二項第十八号の情報システムを定める政令（一九四）　四
○デジタル庁設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一九五）　四
〔省　令〕
○法務省定員規則の一部を改正する省令（**法務**三六）　一〇
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**五八）　一二
○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う自衛隊法施行規則等の特例に関する省令の一部を改正する省令（**防衛**五）　一五
〔告　示〕
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一二四～一二七）　一七
○道路に関する件（**四国地方整備局**五八）　一七
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院年次報告（業務状況報告）（内閣）　一八
森林・林業基本計画の変更（農林水産省）　八六
全国森林計画の一部変更の概要の公表について（同）　九九
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一〇三
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一〇七
中部地方整備局公示（中部地方整備局）
中国地方整備局公示（中国地方整備局）
北海道開発局公示（北海道開発局）
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国人を受け入れて行うハラール牛肉生産に係る基本的事項の一部改正の公表、建設業の許可の取消処分関係　一〇八
裁判所
破産、免責、再生関係　一二六
特殊法人等
地方職員共済組合役員の異動関係　一四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一四一
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第一九〇号）（総務省）

1　自衛隊の船舶の使用者が我が国以外の国の軍隊の船舶の動力源に供するため軽油を譲渡する場合における軽油引取税の課税免除の特例の対象となる物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束として、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定を追加することとした。（附則第一〇条の二の二関係）

2　この政令は、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行することとした。

◇デジタル社会形成基本法の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第一九一号）（内閣官房）

1　関係政令の整理

㈠　デジタル社会形成基本法の施行に伴い、次に掲げる政令は、廃止するものとした。（第一条関係）

(1)　高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令

(2)　官民データ活用推進戦略会議令

㈡　デジタル社会形成基本法の施行に伴い、次に掲げる政令について所要の規定の整理を行うものとした。（第二条～第四条関係）

(1)　国立大学法人法施行令

(2)　総合法律支援法施行令

(3)　特定秘密の保護に関する法律施行令

2　この政令の施行の日の前日において従前の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員である者の任期及び従前の官民データ活用推進戦略会議の議員である者の任期は、当該本部員及び議員の任期を定めたそれぞれの政令の規定にかかわらず、その日に満了するものとした。

3　この政令は、令和三年九月一日から施行するものとした。